

令和6年度

第1回

高知県児童福祉審議会

ひとり親家庭部会

日時 令和6年9月2日（月）

10:30～12:00

場所 保健衛生総合庁舎1階 大会議室

会 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況等について

3 閉 会

<会議資料>

- 資料1 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29年度～令和6年度)
進捗状況等【概要】
- 資料2 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗
状況
- 資料3 第三次ひとり親家庭等自立促進計画(R4.3月変更)に関する数値目標
- 資料4 ひとり親家庭の支援について(こども家庭庁資料抜粋)

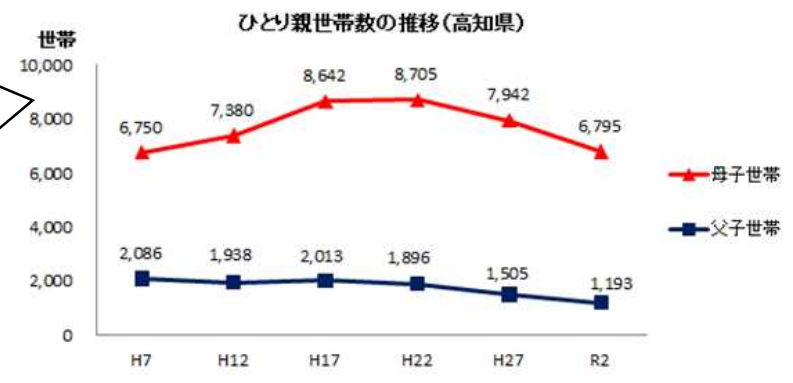
(参考資料)

- 1 高知県児童福祉審議会規則、運営規程
- 2 令和6年度 ひとり親家庭等福祉のしおり

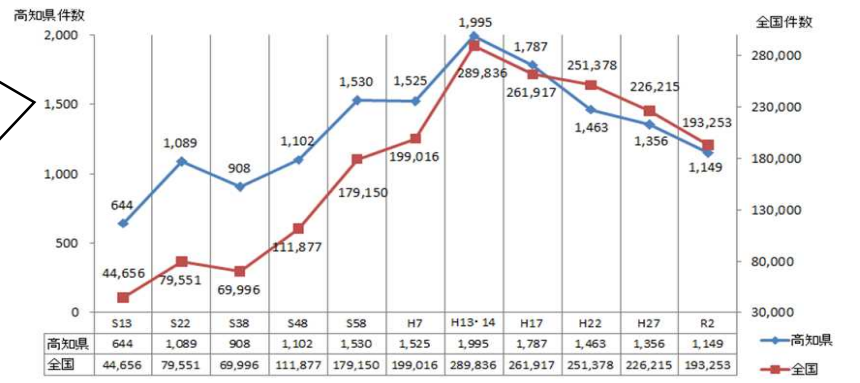
「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」（平成29年度～令和6年度）の進捗状況等【概要】

現状

ひとり親世帯数の推移（高知県）
 ・母子、父子ともに年々減少傾向
 R2 母子：6,795世帯
 父子：1,193世帯
 出典：国勢調査（総務省）



離婚件数の推移（高知県、全国）
 ・平成13年以降、減少傾向
 高知県 R2：1,149件
 （R4：1,065件）
 出典：人口動態統計（厚生労働省）



基本的な方向ごとの取組・進捗状況・課題等

（1）情報提供・相談体制の強化 （2）就業支援の強化 （3）経済的支援の充実 （4）日常生活支援の充実

主な取組
 ①**情報提供の充実**
 ・「ひとり親家庭等福祉のしおり」やPRカード等の配布、広報媒体（TV、新聞、ラジオ、SNS等）による各相談窓口や支援制度の周知
 ・市町村や関係機関と連携した周知啓発
 ・ひとり親家庭支援センター公式LINEを活用したプッシュ型の情報提供
 ②**相談機能の充実・強化**
 ・ひとり親家庭支援センターにおける相談体制の充実
 ▶ 関係機関と連携した相談支援
 ▶ 弁護士等による法律相談の実施
 ▶ オンライン相談の拡充
 ▶ 公式LINEのチャットによる相談対応

主な取組
 ①**就業のための支援**
 ・ひとり親家庭支援センターにおける就業支援
 ▶ ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連携
 ▶ 自立支援プログラムの策定
 ②**資格や技能の取得への支援**
 ・各給付金事業の実施、対象資格や上限額の拡充
 ・公共職業訓練の実施
 ・ひとり親家庭支援センターにおける就業支援講座等の実施
 ③**事業主への啓発**
 ・求人企業開拓に合わせた啓発活動

主な取組
 ①**経済的支援の充実**
 ・児童扶養手当、特別給付金の支給
 ・修学資金、就学支度資金等の貸付
 ・ひとり親家庭医療費の助成
 ・高等学校等就学支援金等の支給
 ②**養育費の確保及び面会交流への支援**
 ・弁護士等による法律相談の実施
 ・養育費確保に要する経費への補助

主な取組
 ①**保育・子育て支援の充実**
 ・保育サービスの充実・拡大
 ・放課後の子どもの居場所づくりへの支援
 ・地域子育て支援拠点等の運営費補助
 ・子ども食堂の開設・運営費等への助成
 ・放課後等学習支援員の配置拡充
 ②**住宅確保のための支援**
 ・県営住宅の入居者選考における優遇措置の実施
 ・住宅資金、転宅資金の貸付

進捗状況 R5実績／数値目標

ひとり親家庭に関する制度の認知度（制度を知らない人の割合）	※R3 28.4%／20.0%
ひとり親家庭支援センターへの相談件数	1,721／1,000件
ひとり親家庭支援アプリ（LINE）登録者数	※R6.3時点 2,270／2,000人
ひとり親家庭支援センター利用者の満足度	95.8／95.0%

進捗状況 R5実績／数値目標

ひとり親家庭支援センターにおける就職率	40／60%
高知家の女性しごと応援室における累計就職者数	※R2～5累計 535／800人
自立支援プログラム策定による就職者数	16／10人

進捗状況 R5実績／数値目標

法律相談利用者数	109／100人
その他	
・R6.3 児童扶養手当の受給者数	5,842人
・R5母子父子寡婦福祉資金貸付件数	124件
・R5ひとり親家庭医療費助成実人数	10,745人
・R5生活福祉資金貸付件数	
教育支援資金	83件 28,697千円
うちひとり親世帯	49件 16,022千円
・法律相談利用者のうち養育費にかかる相談	
H28：7人→R5：73人	

進捗状況 R5実績／数値目標

延長保育	137／140か所
一時預かり	111／110か所
病児保育	22／25か所
子育て短期支援事業	24／34市町村
放課後児童クラブ・子ども教室の実施校率	97.3／100%
地域子育て支援拠点事業	50／52か所
ファミリーサポートセンター事業提供会員数	1,054／1,050人
子ども食堂	107／120か所

課題等
 ・支援制度や相談機関について知らない人の割合が3割近くあり、支援が必要な時に必要な支援につながる事ができるよう各種相談窓口等の更なる周知が必要
 ・地域の窓口において、相談者への情報提供が適切に行われるよう関係者への制度等の周知が必要
 ・各相談員の担い手確保が必要

課題等
 ・ひとり親家庭支援センターにおける就職率は目標に達しておらず、関係機関との連携など取組の強化が必要
 ・各相談窓口の利用者数は増加しており、潜在的なニーズの掘り起こしが必要
 ・国の給付金事業など、難解な支援制度を相談者に理解してもらうため、分かりやすく伝える工夫が必要
 ・ひとり親家庭のニーズに沿った就業機会を確保するため、引き続き企業開拓が必要

課題等
 ・年間就労収入200万円未満の世帯が母子世帯の約半数を占め、全体の7割を超える世帯が家計の苦しさを実感
 ・各種支援制度の対象者や支援を必要とする方に情報が行き届く周知が必要
 ・養育費の受領率は全国平均を下回っており、ひとり親家庭支援センターの法律相談など養育費確保に向けた支援事業の周知を図る必要がある

課題等
 ・保育士など各種子育て支援サービスを担う人材の確保と育成が必要

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画冊子掲載ページ		
1	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ・「しおり」を窓口へ設置 ・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ・「しおり」を窓口へ設置 ・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村等と連携した制度等の周知 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村等と緊密に連携していく。 ◆町村や福祉保健所の職員の現行制度の理解を深める。 ・町村職員にさまざまな機会を通じて現行制度について説明を行っていく。	◆町村広報、しおり、ホームページを活用した制度や相談窓口の周知											◆福祉保健所における実績等(H29～R6) ・ひとり親家庭自立支援事業費補助金 件数：87件 補助額：62,484千円 ◆町村においては、ひとり親家庭の制度の周知とともに、制度利用の相談があった場合には、福祉保健所に問合せながら相談者の状況に応じて対応ができている	◆相談ケースが少ない中で町の町村及び福祉保健所職員の説明力や対応力の向上 ◆子どもの就学後は町村職員の関わる機会が減少するため、関係者と連携した対象者への制度の案内や、広報等で広く対象者に周知する機会の継続が必要 ◆認知度が低いため、認知から利用に促す取組が必要	福祉保健課	20
2	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆児童相談所関係事業 ◆発達障害者支援センター事業費(R.元.9追加)	◆療育福祉センターのホームページ等での周知	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等で相談に関する情報提供	◆ホームページ等で相談に関する情報提供									◆ホームページ等による、相談情報の発信を行うことができている	◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携	障害福祉課	20		
3	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知 ウ 「ひとり親家庭相談支援アプリ」の活用(R4.4月～)	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ・市町村等の関係機関を通じた全戸配布による相談窓口等の周知 配布部数：20,000部 配布先：34市町村他327か所 (新たに保育所、学校関係等に配布) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆各種事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのホームページを通じた各種制度、窓口等の情報提供 ・H28年度センターホームページ閲覧数：6,174件 ◆支援制度、センターについてラジオ等の媒体を用いた広報	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付先の拡大 ◆市町村等と連携し、離婚手続時等ポイントを絞り、ひとり親家庭に必要な情報が届く体制を確立 ◆センターや制度等をPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆より幅広い世代に対して効果的に情報発信していくため、SNS等の広報媒体を活用 ◆センター公式LINEを活用したプッシュ型の情報提供(R4.4月～)(R6.7追加)	◆しおりの配付先の拡大 ◆市町村等と連携したしおりの活用方法の充実 ◆SNS等を活用した広報媒体の拡大 一幅広い層に相談窓口の情報が行き渡る環境の整備											◆ひとり親家庭に関する制度の認知度(制度を知らない人の割合：20%) ◆LINE登録者数 →R4:1,843人(R5.3月末) →R5:2,270人(R6.3月末) ◆LINEによる相談件数 →R4:405件 →R5:588件	◆令和3年度に実施した「高知県ひとり親家庭等実態調査」で、ひとり親家庭への主な支援制度や支援機関を知らない世帯が約3割を占めていることから、必要な情報が確実に届くよう、情報提供のさらなる工夫が必要	子ども家庭課	20
1	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆消費者行政推進事業費	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の相談窓口の周知を、カードやチラシ等の配布、広報誌や情報誌等への掲載、ホームページからの発信等により、広く県民に周知している ◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 111,000部×4回 タウン情報誌への掲載 HPでの情報発信	◆広報、広聴課との連携による、コンビニ等と連携した県民への幅広い広報 ◆各種広報媒体(新聞、ラジオ)やホームページ、SNS(Facebook・Instagram)、チラシ等を活用した情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 111,000部×4回) タウン情報誌への掲載(年4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 120,000部×4回) リーフレットの配布 HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 113,500部×4回) リーフレットの配布 HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 110,600部×4回) リーフレットの配布 HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 110,600部×4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 98,000部×4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 90,000部×4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 90,000部×4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布(くらしネットKochi 90,000部×4回) HPでの情報発信	◆令和4年度に実施した「消費生活等に関する県民意識調査」では、消費生活センターの認知度は68.0%と、回答選択肢の中で最も高い結果となった	◆令和4年度に実施した「消費生活等に関する県民意識調査」で、「知っている相談窓口がない」との回答が13.7%あり、引き続き相談窓口の周知・啓発を行う必要がある	県民生活課	20		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	年度						第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画冊子記載ページ	
							29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度						5年度
4				<ul style="list-style-type: none"> ◆DV被害者支援事業費 ◆こち男女共同参画センター管理運営費 ◆女性就労支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,500枚 DV啓発ポスター 路線バス40台、バス待合所2ヶ所 DV啓発チラシ 3,000枚 DV啓発冊子 200冊 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知家の女性しごと応援室の広報 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスターの配布 ・求人誌への掲載 ・テレビ、ラジオでの情報発信 ・ホームページやフェイスブックでの情報発信 ◆LINE、InstagramなどSNSでの情報発信等(R6.7追加) ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11/12～11/25)の集中的な広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオやホームページ、広報紙等の各種広報媒体、チラシや公共交通機関へのポスター掲示等による啓発・広報・情報発信 ◆民間支援団体と連携した啓発・広報の実施(啓発カードを挿入したポケットティッシュの作成・配布、相談カード作成経費の一部負担、トイレ内へのカード設置協力の店舗や企業への依頼など) ◆ソレレの周知について、大学生や男性の利用者増を図るため、男性対象講座や若者対象講座(大学等)を実施する。 ◆ソレレの相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・広報紙(ソレレスコープ等)、各種講座、ソレレまつりを通じての広報啓発。 									<ul style="list-style-type: none"> ◆高知家の女性しごと応援室利用実績等 <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数H29:1,363件→R5:2,361件 ・新規相談者数H29:396人→R5:508人 ・就業者数H29:160人→R5:171人 ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)を中心とした啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を活用した広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ対談 ○民間支援団体と連携した広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口周知カードの作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> H28:23,500枚→R5:35,000枚 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示 <ul style="list-style-type: none"> H28:路線バス40台、バス待合所2ヶ所 →R5:路線バス40台、バス待合所3ヶ所 ○高知城、鏡ダム及び永瀬ダム パーソナライズアップ ◆ソレレの大学生及び男性向け講座(R5年度実績) <ul style="list-style-type: none"> ・男性家事・介護基礎講座 3回 計69名参加(うちオンデマンド32名) ・大学生向けキャリア形成支援講座 3回 計203名参加 ◆ソレレの相談件数(R5年度) 2,965件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知家の女性しごと応援室の利用実績は大幅に増加している。今後は、潜在的なニーズの掘り起こしが必要 ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。ただし、通年での広報・啓発は不十分のため、方法についての検討が必要 ◆ソレレの男性向けの料理教室は、ソレレの講座の中で参加者の満足度が最も高い一方、介護講座の満足度は最も低い。改善が必要 	人権・男女共同参画課	
5	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆民生委員・児童委員活動事業	◆民生委員・児童委員が地域で住民からの相談に対応し、必要に応じ関係機関へのつなぎ等を実施している。	◆ひとり親家庭等に民生委員・児童委員の活動を周知し、地域での身近な相談相手であることを知っていただく。								◆民生委員・児童委員活動の広報・啓発を行い、理解・周知を進める	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による見守り協定の締結先について、随時、県ホームページに掲載しており、民生委員・児童委員の見守り活動について、広く県民へ周知を図ることができた 	◆地域の過疎、高齢化や地域の支え合いの力の弱まりにより、一部市町村で民生委員の定員割れが発生しており、担い手の確保が課題	地域福祉政策課	20
6	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ひとり親家庭等支援センターにおける相談(R4.8修正)	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している相談事業の中で、ケースに応じた支援や他機関への紹介を行っている。 ◆センターへの相談件数 ・相談件数 1,029件 ・無料法律相談 28件	◆相談者のニーズに応じた情報を提供の実施を周知し、地域での身近な相談相手であることなど相談体制の充実 ◆法律相談の内容を充実 ◆相談者へのアンケートによるニーズの把握 ◆ひとり親家庭等支援センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室で定期的に連絡会を行い、支援の連携方法についてルール化を図る。 ◆弁護士による法律相談の開始 ◆ひとり親家庭相談支援アプリ(R4運用開始)を活用した情報提供、配信及びチャットによる相談対応(R4.8追加) ◆遠方の方も利用可能なオンライン相談の拡充(R4.8追加)	◆公式LINEによる相談の実施(R5.9修正)						◆ひとり親家庭等支援センターへの相談件数 ・H28:1,029件 →R5:1,721件 (電話・来所等:1,133件、LINE:588件) ◆ひとり親家庭相談支援アプリ(LINE)累計登録者数:2,000人 ◆ひとり親家庭等支援センター相談利用者アンケート(実所者)における満足度:95%	◆センターへの相談件数 ・H28:28人 →R5:109人 (司法書士26人、弁護士83人) うち養育費に係る相談:73人 ◆専門家相談 利用者数 ・心理カウンセラー R4:11人→R5:11人 ・キャリアコンサルタント R4:16人→R5:12人 ・社会福祉士 R4:21人→R5:23人 ・ファイナンシャルプランナー R4:17人→R5:15人	◆ひとり親家庭支援センターへの相談は、高知市以外の地域からの割合が低いことから、各地域でひとり親家庭支援センターが認識されるよう、PRの強化が必要 R6年4月～6月の相談件数410件(LINEを除く)の内訳 高知市277件(67.6%) 高知市以外の市111件(27.1%) 町村20件(4.9%) 不明2件(0.5%)	子ども家庭課	20 21	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画年度ページ
7	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 県福祉保健所における相談	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ◆家庭児童相談 ◆生活保護	◆町村担当者等と連携した相談体制が取れている ◆チーム内や所内での情報交換や協議を行うことで対象者への対応方針の統一ができた。 ・母子生活支援施設の入所者の対応についてチーム内での情報共有や対応について協議を行った。 ・所内生活保護CWや子育て支援専門相談員と対象者の情報共有や適宜町村への情報提供を行った。 ◆県の開催するひとり親家庭福祉事務担当者会に参加し、所内での制度の情報共有を行った。 ◆しおり等の窓口配布	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・制度利用の相談時には、町村、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ・所内での事例検討の開催 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談対応能力の向上 ・職員間で制度についての勉強会を行う。 ・担当不在時でも必要書類等が確認できる手引きの整理(増多)(R6.7追加)	・相談の充実									◆事例に応じ町村担当者等の関係者と連携し、協議や相談対応を行うことができる。 ◆対応内容や制度について所内で情報共有できている。 ・子育て支援専門相談員(生活保護・生活困難者の子育て支援担当)が、より適切な相談対応ができるようペアトレ等県が実施する研修に参加した。 ・生活保護担当者に対して「ひとり親家庭等福祉しおり」を手交し、制度の概要を説明のうえ、生活保護受給者に該当者がいれば、制度の利用を促した。 ・母子生活支援施設の入所者について、他の制度の活用も検討しながら、関係機関と連携した対応を実施できた。	◆各事業ともに対象数が少なく、担当職員の異動もあるため、適切な支援を行えるよう、年度当初の県全体での担当者会開催が必要	福祉保健所	21
8	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 教育関係機関における相談	◆SC等活用事業 ◆SSW活用事業 ◆心の教育センター教育相談事業	・生徒指導上の諸問題は依然厳しい状況にあり、子どもや保護者等が悩みを気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、課題解決まで寄り添った支援が求められている。 ・SC等を各学校に派遣し、さまざまなことに起因する課題への多角的な支援の充実を図るとともにSC等による教職員への校内研修を通して教職員の対応力を向上させる。 ・社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家であるSSWを市町村や県立学校に配置し、実態に応じた効果的な支援を行う。 ◆教育相談活動の実施 ・来所相談、出張教育相談件数: 延べ2,447件 ・24時間電話相談件数: 960件 ・メール相談件数: 81件	◆教育相談体制のさらなる充実。 ・SC等の配置を拡充し、全公立学校(小、中、義、高、特支)へ配置する。 ・アウトリーチ型の配置を拡充し、11市の教育支援センターにSC等を配置する。 ・SSWの配置を拡充し、95市町村、県立学校22校全公立学校(小、中、義、高、特支)に配置する。 ・特に厳しい状況にある子どもたちへの支援の充実のため、特定の市へ重点配置を継続する。(R6.7修正)	「SC等」の適正配置及び相談体制の充実 「SSW」の適正配置及び相談体制の充実 来所相談・出張教育相談・24時間電話相談・メール相談の実施 (ワンストップ&トータルな支援)								◆SCは平成29年度に全公立学校への配置が完了し、11市の教育支援センターへの配置も継続できている。 ◆SSWについては、平成31年度に全35市町村(H28度: 29市町村)、令和3年度に全県立学校(H28度: 13校)において支援が可能となる体制が整備できた。	◆子どもたちを取り巻く環境に依然厳しい状況にあり、関係機関等と連携した支援がこれまで以上に必要となっている。 ◆ニーズに応じた支援が可能となるよう、配置拡充を行うとともに、効果的な支援を行うことができるよう、SC及びSSWの専門性の向上が必要である	人権教育・児童生徒課	21	
9	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 市町村社会福祉協議会等における相談	◆自立相談支援事業 ◆家計相談支援事業 ◆住居確保給付金	◆自立相談支援事業 ・県実施(23町村) ・16町村社協に委託 ◆自立相談支援事業 ・相談件数 1,033件 ・プラン件数 35件 ◆家計相談支援事業 ・県実施(23町村) ・高知県社会福祉協議会に委託。 ◆家計相談支援事業 ・相談人数 14人 ・プラン作成人数 7人 ◆住居確保給付金 ・県実施(23町村) ◆住居確保給付金 ・実績なし	◆自立相談支援事業 ・各自立相談支援機関(16社協)との連携を強化していく ・アウトリーチ支援員等の加配措置(R2～)(R6.7追加) ◆家計改善支援事業 ・各自立相談支援機関(16社協)への積極的な事業の利用を促す(R5.10修正) ◆生活困難者自立支援体制強化事業(R5～) ・県内3ブロックに地域支援監を配置し、生活福祉資金特例貸付の償還が困難な方等、生活困難者に対する支援や生活保護制度、福祉サービス等の関係機関との連携体制を強化(R6.7追加)	◆自立相談支援員の支援技術のスキルアップ ◆家計相談支援の充実 ◆生活福祉資金特例貸付を受けた方等への支援の強化								◆自立相談支援事業 ・県実施(23町村) ・16町村社協に委託 ・相談件数(H28)1,033件→(R5)633件 ・プラン件数(H28)35件→(R5)85件 ・アウトリーチ支援員等の加配(R2)5町村→(R5)7町村 ◆家計改善支援事業 ・県実施(23町村) ・高知県社会福祉協議会に委託 ・相談人数(H28)14人→(R5)80人 ・プラン作成人数(H28)7人→(R5)32人 ◆住居確保給付金 ・県実施(23町村) ・新規支給決定件数24件(R2～R5) ・支給総額4,827千円(R2～R5)	◆プランの作成率は一定向上しているが、自立の促進のためには、さらなる作成率の向上に向けた支援が必要 ◆令和5年1月から生活福祉資金特例貸付の償還が開始しており、償還が困難な方等への支援が必要	地域福祉政策課	21	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画冊子記載ページ
							中央児童相談所との合築にむけ、業務体制の整理、障害相談以外の相談(虐待や非行等)への対応力を身に付けていく。市町村職員研修会の充実。関係機関との連携						中央児童相談所等関係機関と連携した相談体制の充実(R元:9追加)						
10	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆児童相談所関係事業 ◆発達障害者支援センター事業費(R元:9追加)	◆市町村職員研修会 参加者 62人 ◆講師招聘による研修会は建て替えに向けての引渡し作業や、職員減(育児休業)のため、実施できず。 ◆巡回相談、フォローアップ相談への協力14回(31件) ◆職員の専門性の育成 毎週1回判定会後に担当者会を実施し、ケースの検討、協議を行い、スーパーバイズを実施し、専門性を育成。 ◆専門的な人材の育成と専門性の向上 ニーズを把握しテーマを絞った形での研修の実施 ・巡回相談への相談依頼を待つのではなく、積極的に訪問等を実施していく	◆専門的な人材の育成と専門性の向上 市町村職員研修会において療育福祉センターの実施する専門的支援の内容を、より丁寧に説明し、周知 ◆医療や障害福祉サービスなどに関する相談調整や発達障害児者の相談支援の実施(R元:9追加・修正)	中央児童相談所との合築にむけ、業務体制の整理、障害相談以外の相談(虐待や非行等)への対応力を身に付けていく。市町村職員研修会の充実。関係機関との連携									◆療育福祉センターと中央児童相談所の合築整備により、平成31年4月から障害児も含め、子どもの相談窓口は児童相談所に一元化。療育福祉センターでは、医療や福祉サービスに関する専門的な相談対応を実施 ◆障害のある方や保護者からの相談等(地域連携室や発達障害者支援センターでの相談、市町村からの更生医療電話相談)に対して適切に対応を行うことができる	◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う	障害福祉課	21
11	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆消費生活センター費 ◆DV被害者支援事業費 ◆こども男女共同参画センター管理運営費	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こども男女共同参画センター「ソール」の相談窓口で、関係機関と連携しながら相談対応を行っている。 ◆消費生活センター相談件数 2,906件	◆各相談窓口での取組を充実、継続していくと共に、相談内容に応じて、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等につながる等、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。 ◆消費生活センター、女性相談支援センター、こども男女共同参画センター「ソール」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆女性相談支援センター相談窓口での対応	◆消費生活センター消費生活相談件数 3,110件 ◆消費生活センター消費生活相談件数 2,579件 ◆消費生活センター消費生活相談件数 2,360件 ◆消費生活センター消費生活相談件数 2,395件 ◆消費生活センター消費生活相談件数 2,223件 ◆消費生活センター消費生活相談件数 2,269件 ◆消費生活センター消費生活相談件数 2,272件								◆消費生活相談件数自体は減少傾向にあるものの、H28年度は47.9%であった市町村窓口での相談件数の割合は、R5年度は56.7%と割近(↑)によっており、相談先が県民により身近な相談窓口に移行してきている	◆市町村を含め、消費生活相談員の高齢化、人材不足が課題で、相談体制の充実・強化のためにも、なり手確保の取組が欠かせない	県民生活課	21	
							◆ひとり親家庭支援センター等と連携した相談体制の充実									◆女性相談支援センター相談件数 → R5:1,062件	◆相談件数については、平成28年度と比較して減少しているものの、全体としては横ばい傾向である。引き続き適切な相談対応を行うとともに広報、啓発活動を実施し、DV被害者及び困難な問題を抱える女性の早期発見につなげる	人権・男女共同参画課	
12	1 強化 情報提供・相談体制	2 相談機能の充実・強化	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修会の実施や研修会への参加 ・ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(5/27) ・四国ブロック母子父子自立支援員研修会の開催(10/28) ・全国母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)	◆母子父子自立支援員等の相談関係者が、個々の状況に応じた対応が適切にできるよう、関係機関との連携体制を確立 ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的な連絡会を開催し、情報共有、課題の分析を行いながら、連携体制を強化 ◆遠方で来所相談が難しいひとり親家庭への支援強化 ・移動相談の拡充(R4.8修正) ◆「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用した就業に関する支援機関や支援制度等の情報提供(R4.8追加)	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修の実施									◆研修等への参加により母子父子自立支援員など関係職員への資質向上を図った。 ・ひとり親家庭福祉事務担当者会 ・四国ブロック母子父子自立支援員研修会 ・全国母子父子自立支援員研修会 ◆ひとり親家庭福祉事務担当者会について、対面やWebでの開催では業務都合による不参加となる自治体があるため、R6年度は動画をYouTubeで配信する方式とした。	◆研修会への参加等により、継続的に資質向上を図る必要がある	子ども家庭課	21
13	2 就業支援の強化	1 就業のための支援	ア ひとり親家庭支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談等の支援を行っている。 ・就職者数：68人(H27:60人) ・移動相談：21回 ◆無料職業紹介事業 ・求人登録件数：845件(H27:545件)	◆就業のミスマッチ解消に向け、ひとり親家庭のニーズを踏まえたきめ細かな支援が行えるよう、関係機関との連携体制を確立 ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的な連絡会を開催し、情報共有、課題の分析を行いながら、連携体制を強化 ◆遠方で来所相談が難しいひとり親家庭への支援強化 ・移動相談の拡充(R4.8修正) ◆「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用した就業に関する支援機関や支援制度等の情報提供(R4.8追加)	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的な連絡会を開催し、情報共有、課題の分析を行いながら、課題の分析等を行い、連携体制を確立していく。 ◆ひとり親家庭支援センター公式LINEを活用した情報提供(R5.9修正)								◆ひとり親家庭支援センターにおける就職率:60.0% ◆ひとり親家庭支援センターが女性しごと応援室に就業支援を依頼した相談者の割合:70.0%	◆就業相談、就業情報の収集・提供 ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ・新規求職者数 H28:89人→R5:43人 ・うち就職者数 H28:68人→R5:17人 ◆ひとり親家庭支援センターにおける就職率 H29:57.6%→R5:40% ◆女性しごと応援室に就業支援を依頼した相談者の割合 R2:4.3%→R5:51.2%	◆令和3年度に実施した「高知県ひとり親家庭等実態調査」では、母子家庭の年間就労収入は、200万円未満の世帯が約半数を占め、家計が苦しいと感じている割合は、7割を超えていることから、引き続き就職やより所得の高い職への転職に向けた就業支援が必要 ◆一方で、R5のひとり親家庭支援センターにおける就職率は40.0%と、目標の60.0%に達していないことから、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等との連携を強化し、相談者一人ひとりに応じたきめ細やかな就業支援が必要	子ども家庭課	22

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画冊子記載ページ
14	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	◆高知県女性就労支援事業	◆全体的な就職率は向上しており、ひとり親家庭等就業・自立支援センターとも連携しながら就労支援を行っている。 ・新規相談者数427人(累計1,107人) ・相談件数 1,238件(累計3,108件) ・就職者数 165人(累計 347人) ◆高知家の女性しごと応援室によるきめ細やかな就労支援	◆応援室のさらなる周知 ◆労働局や経済団体等と連携した効果的な周知 ◆双方の業務内容や支援内容の理解 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連絡会の実施 ◆県と労働局との一体的実施事業として、週1回、ハローワークジョブセンターほんまち内で、出張相談窓口の開設及びミニセミナーの開催を実施(R6.7追加)	◆ハローワークとの連携、県内ハローワークで出張相談会の開催 ◆ひとり親家庭支援センターとの連絡会の実施						◆高知家の女性しごと応援室による就職率(3ヶ月以内の就職希望) 65% (～R元) ◆高知家の女性しごと応援室における就職者数 ※600人(R2～R5年度累計) ※高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値(R6)	◆高知家の女性しごと応援室利用実績等(再掲) ・相談件数H29 1,363件→R5 2,361件 ・新規相談者数H29 396人→R5 508人 ・就職者数H29 160人→R5 171人	◆高知家の女性しごと応援室の利用実績は大幅に増加している。今後は、潜在的なニーズの掘り起こしが必要(再掲)	人権・男女共同参画課	22		
15	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ウ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆被保護者就労支援事業 ◆就労準備支援事業 ◆就労訓練事業所支援事業	◆被保護者就労支援事業 ・県実施(23町村) 直営にて実施 ◆就労準備支援事業 ・相談人数 18人 ・プラン作成人数 7人 ◆就労訓練事業所支援事業 ・県実施(23町村) 高知県社会福祉協議会に委託。 ・認定事業所数 3件	◆平日や週3日といった柔軟な働き方のできる就労訓練を活用した就労支援を実施。そのために、認定就労訓練事業所の新たな開拓を実施。 ◆認定就労訓練事業所の新規開拓 ・就労訓練事業所支援事業による訓練事業所の新規開拓及び事業所の支援(R5.10修正)	◆認定就労訓練事業を通じて就労実績を積みこみ就労訓練事業所認定の促進 ◆生活保護就労支援員、ハローワーク等就労支援関係機関との連携強化及び自立相談支援員の就労支援ノウハウの獲得 ◆自立相談支援事業を通じて、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労の実現						◆就労準備支援事業 ・県実施(23町村) 高知県社会福祉協議会に委託 ・相談件数(H28) 18件→(R5) 8件 ・プラン件数(H28) 7件→(R5) 0件 ◆就労訓練事業所支援事業 ・県実施(23町村) 高知県社会福祉協議会に委託 ・認定事業所数(H28) 3件→(R5) 16件	◆就労訓練事業所の数は増えてきているが、相談件数が減少傾向にある	地域福祉政策課	22			
			◆被保護者就労支援事業(R3.11追加)	◆被保護者就労支援事業 ・県実施(23町村) 直営にて実施	就労支援員とケースワーカーが連携して、求人情報の提供やハローワーク同行訪問等の就労支援を実施する	◆ハローワーク等就労支援関係機関等の連携強化及び就労支援ノウハウの獲得						◆就労支援員を配置し、就労支援プログラムを策定するなどにより、各世帯への具体的な支援の実施や就労意欲の維持向上につながった			◆保護受給期間が長くなるなど就労意欲が低い者への支援のあり方について継続して検討していく必要がある	福祉指導課	22		
16	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	エ 自立支援プログラム策定による支援	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆児童扶養手当受給者の自立を支援するため、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じたプログラムを策定し、就業を支援している。 ◆母子・父子自立支援プログラム策定 ・支援要請者:1人(前年度から継続) ・就職決定者数:1人	◆ハローワーク等の関係機関との役割分担、連携 ◆個々のケースの中身を見極め、よりふさわしい支援機関につなぐ。 ◆市町村等と連携し、制度の周知を進めながら、プログラム策定により生活状況等の向上が見込まれるひとり親家庭を洗い出し、働き掛けしていく。	◆市町村等と連携した制度の周知、自立支援プログラム策定による支援(R5.9修正) →ハローワーク等と連携し、プログラム策定によるひとり親家庭の安定した生活の実現						◆自立支援プログラム策定による就職者数:10人	◆自立支援プログラム策定による就職者数 ・H28:1人→R5:16人	◆令和3年度に実施した「高知県ひとり親家庭等実態調査」では、母子家庭の年間就労収入は、200万円未満の世帯が約半数を占め、家計が苦しいと感じている割合は、7割を超えていることから、引き続き自立・就業の支援を必要とする方へ働きかけを行い、個々のケースに応じたプログラム策定による継続的な支援を行う必要がある	子ども家庭課	22		
17	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数1人(市分1、町村分0) ・1市実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数114人(市分109、町村分5) ・県(町村)、10市実施 ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付件数:6件 ・(入学準備金5、就職準備金1) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(全種類) ・貸付人数:132人(高知市81、県51) ◆各種事業の広範囲リーフレットの配布 配布部数 3,050部 配布先:34市町村他29か所	◆支援を必要としているひとり親家庭への情報が確実に届く環境の整備 ◆各事業の拡充を図り、より使いやすい制度とすることによる利用件数増加 ◆リーフレットの配布先拡大 ◆自立支援教育訓練給付金事業の拡充(雇用保険制度の一般訓練給付金との併用が可能) ◆高等職業訓練促進給付金事業の対象資格拡大(県独自で栄養士、自動車整備士、臨床工学技士を追加) ◆自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の拡大(R元.9追加) ・上限額引き上げ(R4.8追加) ◆高等職業訓練促進給付金事業の拡充(支給期間・支給金額の加算)(R元.9追加) ・対象資格拡大(IT関係)、修業期間(1年以上～6月以上)や修業形態(オンライン学習)の緩和(R4.8追加)	◆リーフレットの配布先拡大 ◆各事業の拡充(R5.9修正)						◆自立支援教育訓練給付金事業利用者数:25人 ・高等職業訓練促進給付金等事業利用者数:75人 ・高等職業訓練促進給付金事業による資格取得者数:30人 ・高等職業訓練促進給付金等事業利用者数:75人 ・(入学準備金5、就職準備金11、住宅支援30) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 利用者数:30人 ・高等職業訓練促進給付金等事業利用者数:114人→R5:46人(市42、町村4) ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 貸付件数 ・H28:6件→R5:46件 ・(入学準備金5、就職準備金11、住宅支援30) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 利用者数:30人 ・高等職業訓練促進給付金等事業による正規雇用者数:25人 ・母子父子寡婦福祉資金利用者数(技能習得資金・生活資金) ・H29:11人→R5:3人(技能2、生活1) ※高知市11人(技能3、生活8)	◆自立支援教育訓練給付金事業 利用者数 ・H28:1人→R5:13人(市12、町村1) ◆高等職業訓練促進給付金事業 利用者数 ・H28:114人→R5:46人(市42、町村4) ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 貸付件数 ・H28:6件→R5:46件 ・(入学準備金5、就職準備金11、住宅支援30) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 利用者数:30人 ・高等職業訓練促進給付金等事業による正規雇用者数:25人 ・母子父子寡婦福祉資金利用者数(技能習得資金・生活資金) ・H29:11人→R5:3人(技能2、生活1) ※高知市11人(技能3、生活8)	◆自治体職員が説明に著するほど制度内容が難解 ◆制度名や支援内容が類似しているため、利用者が混乱しやすい ◆いかに利用者へ平易に伝えられるかが課題	子ども家庭課	22 23		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画冊子記載ページ
18	2 就業支援の強化	② 支援資格や技能の取得への	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭等支援センターによる支援	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座等の実施 ・パソコン講座 ・2回 受講者:計3人 ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆センターの来所者に対してアンケートを行い、その内容を踏まえて講座の内容を検討、実施 ◆講座の回数の拡充	◆受講者のニーズの把握、開催回数の拡充 →より就業に結び付きやすい講座を実施								◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ・パソコン講座等の実施 ・R5:7回開催、延13名参加 ◆在宅就業推進事業の実施(R5) ・IT基礎講座 全5講座 延74名参加	◆R6に実施した在宅就業推進事業の就業希望に関するアンケートでは、「将来的に在宅ワークを含む多様な働き方をしたい」、「今後、就職・転職(在宅ワーク)を考えている」と回答した方が65.7%を占め、在宅ワークのニーズが高いことから、柔軟な働き方につながるデジタルスキルを深める講座の紹介等、引き続き就職に役立つ技能取得への支援が必要	子ども家庭課	23	
19	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	◆委託訓練事業	◆有効求人倍率は1.16倍と緩やかに改善してきているものの、職種別の求人倍率にはバラツキがある。 ◆民間の教育訓練機関に委託した公共職業訓練の実施 ・全体 訓練受講者 563人 就職者 470人 就職率 83.5% ・母子家庭の母等枠 受講者 8人 就職者 8人 就職率 100%	◆引き続き公共職業訓練を実施するとともに、巡回就職支援指導員による就職支援を実施する。 ◆求職者職業委託訓練を実施し、パソコン介護/宅建等の資格取得や、巡回職業支援指導員によるきめ細やかな受講生に対する面談・フォローワークの求人情報の提供等により就職率の向上に取り組む。(R6.7削除)	◆民間の教育訓練施設に委託した公共職業訓練の実施								◆全体 ・受講者 H28:563人 → R4:467人 ・就職者 H28:470人 → R4:373人 ・就職率 H28:83.5% → R4:80.7% ◆母子家庭の母等枠 ・受講者 H28:8人 → R4:8人 ・就職者 H28:8人 → R4:7人 ・就職率 H28:100% → R4:87.5%	◆全体の就職率、母子家庭の母等枠の就職率ともに、80%を上回っており、一定程度の就職支援ができています。 ◆今後も引き続き公共職業訓練を実施するとともに、巡回就職支援指導員による就職支援を実施する	雇用労働政策課	23	
20	2 就業支援の強化	③ 事業主への啓発	ア 事業主への啓発の推進	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行っている。 ◆事業主に対して、ひとり親を一定の条件で雇った場合に支給される助成金制度等の周知を図っている。	◆ひとり親家庭の生活状況、ニーズに沿った就業機会の確保 ◆求人企業開拓に合わせた啓発活動の強化	◆求人企業開拓に合わせ、事業主に対してひとり親の雇用に係る助成金制度等を啓発								◆訪問等による企業開拓 ・R3:1件→R5:1件(累計3件)	◆ひとり親家庭支援センターによるR5の企業開拓は1件と低調なことから、引き続き求人企業開拓にあわせ、事業主に対する啓発活動や助成金制度の周知等を行うとともに、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等と連携し、ひとり親家庭のニーズに沿った就業機会の確保に取り組む必要がある	子ども家庭課	23	
21	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 ○ ひとり親家庭医療費助成	◆児童扶養手当費 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ◆ひとり親家庭医療費助成事業	◆児童扶養手当の支給 ・受給者数(H29.3):8,026人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付(全種類) ・利用人数:132人 (高知市81、県51) ◆ひとり親家庭医療費助成 ・受給対象者数(実人員):15,488人(児童含む)	◆市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、経済的支援事業の継続実施 (H30.8追加) ◆児童扶養手当の支給要件等の見直し (H30.8追加) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 (H30.8追加) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 (R元.9追加) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 (R2.9追加) ◆ひとり親家庭医療費助成の拡充(R元.9追加) ◆未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給(R元.9追加) ◆ひとり親世帯臨時・特別給付金の支給(R2.7追加) ◆ひとり親世帯生活支援特別給付金(R4.8追加)	◆児童扶養手当の支給 ・(H30.8) 全部支給に係る所得制限額引き上げ ・(H31.11) 年3回から年6回に隔月支払に変更 ◆修学資金、就学支度資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)などの貸付 ・(H30.4) 修学資金と就学支度資金の対象に大学院を追加 ・(R元.9) 修学資金の償還期間延長他 ・(R2.4) 連約金利率の引下げ、修学資金の貸付対象経費拡充(生活費等)他 ◆ひとり親家庭医療費助成 ・(R元.7) 未婚のひとり親についてみなし寡婦(夫)控除を適用 ◆臨時・特別給付金の支給								◆児童扶養手当の支給 ・受給者数 H29.3:8,026人→R6.3:5,842人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数H28:132件→R5:50件(新規31、継続19) ※高知市 74件 ◆ひとり親家庭医療費助成 ・受給対象者数(実人員、児童含む) H28:15,488人→R5:10,745人	◆就業による自立ができるまでの間については、各種制度による経済的支援が必要なことから、支援を必要とする方に確実に情報が届くよう、引き続き市町村と連携した制度の周知が必要	子ども家庭課	24	
22	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆生活福祉資金貸付事業	◆県社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」に相談に来られたひとり親家庭等の方に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の情報提供 ◆生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付	◆県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」において、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付	◆生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付								◆貸付決定件数(R5) ・教育支援資金83件 28,697千円 うちひとり親世帯49件 16,022千円	◆貸付相談及び貸付において、市町村社協及び民生委員等の協力のもと世帯状況の把握に努め、世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図った	地域福祉政策課	24	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在の)主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在の)主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画年度(平成29年度～令和6年度)
23	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 高校生等奨学給付金事業の実施 ○ 私立中学校等修学支援実証事業の実施(R3年度まで) ○ 私立学校等授業料の減免	○ 私立高等学校等就学支援金交付金 ○ 高校生等奨学給付金 ○ 私立中学校等修学支援実証事業補助金(H29創設～R3終了)(R4.10修正) ○ 私立学校授業料減免補助金 ○ 私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金	・高等学校生においては、就学支援金に加えて授業料減免制度により、年収350万円未満世帯においては、実質授業料は無償(減免補助率10/10) ・高校生等奨学給付金事業 ・小中学生については、非課税世帯への授業料減免制度のみで家庭負担も必要(補助率2/3:学校、県各1/3) ○ 私立学校授業料減免補助事業の実施	○ 私立高等学校等就学支援金事業の実施 ○ 高校生等奨学給付金事業の実施 ○ 小中学生への授業料等への経済的支援事業を新設(国庫補助金実証事業)(R5.9修正)一年取400万円未満世帯に属する私立小中学生について、授業料等に要する経費を補助する(10万円/年) →R3年度事業終了(R4.10修正) ○ 私立学校授業料減免補助事業の実施 ○ 小中学生への授業料等への経済的支援事業を新設(新型コロナウイルス臨時交付金等を活用した臨時特例支援事業費補助金)一年取400万円未満世帯に属する私立小中学生について、10万円/年を差し引いた授業料全額を補助する(補助率10/10:県) →R4.5.6各年度限り(R6.7追加)	◆補助事業等の実施						・(R2.4) 就学支援金の支給限度額を引き上げ ・(R2.4) 授業料減免補助金の支給対象を拡充 ・(R4.4) 実証事業の終了に伴い、授業料減免補助金の支援を拡充 (R4～6) ・(R4.6) 新型コロナウイルス臨時交付金等を活用し、小中学校の授業料減免補助	◆授業料等の経済的支援の充実を図ったことで、教育に係る経済的負担の軽減につながった ◆私立小中学校に通う児童生徒の保護者に対する経済的支援の充実	私学・大学支援課	24			
24	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 無利子奨学金の貸与	◆ 高等学校等就学支援金事業 ◆ 高校生等奨学給付金事業 ◆ 高知県高等学校等奨学給付金事業 ◆ 高知県高等学校等奨学貸付事業	◆ 授業料の支援のための高等学校等就学支援金の支給 ◆ 高校生等が在籍する低所得世帯への授業料以外の教育費の支援のための奨学給付金の支給 ◆ 高知県高等学校等奨学貸付事業	◆ 機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。 ○ 高知県高等学校等就学支援金 ○ 高知県高校生等奨学給付金 ○ 高知県高等学校等奨学貸付事業	◆ 低所得世帯への支援の実施 ・高知県高等学校等就学支援金事業 ・高知県高校生等奨学給付金事業 ・高知県高等学校等奨学貸付事業						◆ リーフレット等の配布をし制度の周知を行い、支給、貸与を行った	◆ 要件を満たす対象者に支給するために、引き続き制度の周知を図る必要がある	高等学校課	24			
25	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給	◆ 特別支援学校就学奨励事業	◆ 特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助	◆ 特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行う。 ◆ 特別支援学校等への就学のために必要な教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、補助を行う。	◆ 特別支援学校等へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行う。						◆ 特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者への教育関係経費を補助した	◆ 特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者への教育関係経費を補助するために、制度の周知徹底を図る	特別支援教育課	24			
26	3 経済的支援の充実	支② 養育費の確保及び面会交流への	ア 広報・啓発活動の実施	◆ ひとり親家庭等自立支援事業	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける法律相談、養育費相談支援センター(国設置機関)についての情報提供を行っている。 ・各種媒体を利用したセンターの法律相談の周知 ・養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆ 情報提供の強化 ・市町村と連携し、支援を必要としているひとり親への周知の徹底を図る。 ・広報媒体の拡大を図る。	◆ 広報・啓発活動の実施 市町村と連携し、様々な機会を通じて、ひとり親家庭支援センターの法律相談、養育費相談支援センターの取組について情報提供を実施(R5.9修正) ◆ 養育費確保に要する経費への						◆ 「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ ひとり親家庭支援センターHPによる最新情報の提供(通年) ◆ ひとり親家庭支援センター公式LINEによる法律相談等の情報提供(通年) ◆ 養育費の取決めなどにかかった費用に対する補助制度を策定(R6.4)	◆ 養育費の受領率は、全国平均を下回っている 母子世帯 高知県 25.9% 全国 28.1% 父子世帯 高知県 7.0% 全国 8.7% ・引き続き、ひとり親家庭支援センターの法律相談など養育費確保に向けた支援事業の周知を図る必要がある ・高知県養育費確保支援事業(R6～)は利用が進んでいないことから、町村等と連携してさらなる周知が必要 ◆ 法律相談の利用者は目標を達成しているが、高知市の方の利用が中心となっていることから、町村部でのひとり親家庭支援センターのPRを強化するとともに、遠方からでも相談できるオンライン相談について周知を行い、利用を促進する必要がある R5法律相談地域別利用状況 高知市:77人 その他の市町村:32人	子ども家庭課	25			
27	3 経済的支援の充実	支② 養育費の確保及び面会交流への	イ 法律相談の充実	◆ ひとり親家庭等自立支援事業	◆ 司法書士による専門相談を月2回実施し、離婚、養育費等の相談に対応している。 ◆ 司法書士による専門相談24回実施、計28件	◆ より専門的な相談対応ができるよう、体制を充実させる。 ・H29年度から、弁護士による法律相談(月1回)を新たに始める。 ・R4年度から、弁護士による法律相談を月2回に拡充(R4.8追加)	◆ 法律相談の充実 ひとり親家庭支援センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保等に関する問題を解決するため、弁護士等専門家による個別相談を実施 (R4.4) 弁護士相談を月2回(6枠)に拡充						・法律相談利用者数 100人 うち養育費に係る相談:73人	◆ 法律相談 利用者数 ・H28:28人→R5:109人(司法書士26人、弁護士83人)	子ども家庭課	25			

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画冊子記載ページ
28	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	ア 保育サービス等の充実 ○ 保育所等優先的利用の推進 ○ 保育サービス等の充実 ○ 保育料の軽減	◆ 保育サービス促進事業	◆ 保育サービス等 ・延長保育 13市町村140か所 ・休日保育 6市12か所 ・一時預かり 23市町村89か所 ・病児・病後児保育 7市町村10か所	◆ 多様な保育ニーズに対する保育サービスを充実し、促進する。 ○ 保育所優先入所の促進を市町村へ働きかけ ○ 保育サービス等の充実のために、延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育の充実を市町村へ働きかけ ◆ 施設型のサービスに加えて訪問型等少数ニーズに対応できる提供方法を検討する。									○ 延長保育 14市町村140か所 ○ 一時預かり 23市町110か所 ○ 病児・病後児保育 10市町村25か所	◆ 保育サービス等の充実 ・延長保育 H28: 13市町村140か所 → R 5: 14市町村137か所 ・休日保育 H28: 5市12か所 → R 5: 4市10施設 ・一時預かり H28: 23市町村89か所 → R 5: 26市町村111か所 ・病児・病後児保育 H28: 7市町村10か所 → R 5: 9市町村22か所	◆ さらなる保育サービスの充実に向けては、保育士等の人材確保と人材育成の強化が必要	幼保支援課	26
29	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進	◆ 高知県地域子育て支援拠点等運営事業費補助金及び地域子ども・子育て支援事業費補助金	◆ 保護者が疾病等の場合や仕事その他の理由により、養育することが困難な場合に児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業の実施 ◆ 事業実施のために必要な開始届を受理した。 ・第二種社会福祉事業開始届済み市町村数: 26市町村 ◆ 事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を行った。 ・H28年度補助金交付: 8市町、466人日	◆ 里親、ファミリーホームを活用し、受け入れ先の開拓 ◆ 里親制度の周知 ◆ 事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行う。									里親委託の推進 ・子育て短期支援事業の受入先として未委託里親を活用 ・里親制度の周知 養護施設等への助言 ・「新しい社会的養育ビジョン」への対応	・子育て短期支援事業 全市町村で必要に応じて利用できる ※高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値(R6)	◆ 児童養護施設等における受入には限度があり、ニーズがあっても実施ができない状況が散見される ◆ 県においては、里親の確保を行うとともに、市町村に対して積極的な里親活用を依頼していく必要がある	子ども家庭課	26
30	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 放課後児童クラブ等の充実 ○ 放課後児童クラブの優先的利用等の推進(R6削除)	◇ 放課後児童対策ハック推進事業(R6修正) ◇ 地域学校協働活動推進事業	◇ 全小学校区の約94%に放課後に子どもたちが安全に過ごせる居場所である放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ◇ 安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援 放課後児童クラブ・子ども教室: 307カ所(実施校率93.8%) ◇ 学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するための学校支援地域本部事業の取組が全市町村において始まった。 学校支援地域本部等事業の実施: 34市町村7本部134校	◇ 安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援 ○ 新・放課後子ども総合プラン(子ども教室、児童クラブ)の推進 ・運営費等補助 ・施設整備費補助 ◇ 地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実と高知県版地域学校協働本部への展開 ○ 地域学校協働活動推進事業への支援 ・運営費等補助 ・施設整備費補助 ・民生委員・児童委員との連携による見守り体制の強化	◇ 安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援 ◇ 地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ◇ 高知県版地域学校協働本部への展開								◇ 安全で健やかな放課後の子どもの居場所づくりと学びの場充実への支援 ◇ 地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ◇ 高知県版地域学校協働本部への展開	◆ 全小学校区の約98%に、放課後等に子どもたちが安全に過ごせる居場所である放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室: 330カ所(実施校率97.3%) ◆ 高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校・小学校181校、中学校82校、義務教育学校4校	◆ 待機児童の解消に向け、市町村が行う新たな放課後児童クラブの整備と従事する職員の人材確保に向けた支援が必要 ◆ 各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取り組みが円滑に進むよう県の支援が必要。	生涯学習課	26

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載

・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	本方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画年度
31	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	◆地域子育て推進事業	◆地域子育て支援センターの設置状況 23市町村45か所 ◆地域子育て支援センター職員への研修 ・研修会の開催 初任者研修1回 現任者研修4回 ・地域子育て支援拠点支援員養成研修 専門研修 2回 109名認定 ◆高知県安心子育て応援事業費補助金による支援 ・子育て支援に関する独自事業への補助 ・地域での交流の場づくりへの支援(国の基準を満たさない小規模な地域子育て支援拠点施設を設置する町村への支援)など	◆ネウボラを基盤とした妊娠前から子育て期までの切れ目のない包括的な支援(住民参加型の子育てしやすい地域づくり) (算の確保) ・地域の事情に応じた地域子育て支援拠点の設置及び地域資源を活かした交流の場の確保 ・市町村訪問による現状把握と支援対象の明確化及び好事例の横展開 ・子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・高知県母子保健・子育て支援総合補助金を活用した小規模拠点の運営費補助(～R5) ・人口減少対策総合交付金を活用した小規模拠点の運営費補助(R6.4～)(R6.7追加) (算の確保) ・地域子育て支援センターの職員の確保・定着 ・施設長研修 ・子育て支援員研修 ・地域子育て支援センター現任者研修 ・妊娠前から地域での切れ目のない支援体制の確保にむけた地域子育て支援拠点の機能強化 ・高知県母子保健・子育て支援総合交付金を活用した母子保健との連携強化や地域との連携推進にむけた取組等を支援(～R5) ・人口減少対策総合交付金を活用した小規模拠点の運営費補助(R6.4～)(R6.7追加)	◆地域子育て支援拠点の設置促進 平成31年度数値目標 25市町村50か所 ※ 高知県次世代育成支援行動計画 ◆高知版ネウボラの推進 妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築 ※日本の健康長寿県構想第3期Ver.2 ◆高知版ネウボラの推進 -子育て支援サービスの充実による「子育てしやすい地域づくり」 -妊婦期から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築 ※日本の健康長寿県構想第4期							◆子育てしやすい地域づくり ・住民参加型の子育てしやすい地域づくり ※日本の健康長寿県構想第5期	◆地域子育て支援拠点設置状況 25市町村50か所(R5時点) ◆地域子育て支援センター職員の人材育成 ※高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値(R6) ◆地域子育て支援拠点設置状況 25市町村50か所(R5時点) ◆地域子育て支援センター職員の人材育成 初任者研修10回、現任者研修22回、専門研修 12回、施設長研修5回 子育て支援員認定者数 H28:210人 → R5:601人 ・地域子育て支援センター見学実習実施(H29～R5):5回 58人参加 ・地域子育て支援拠点強化アドバイザー派遣によるコンサルティング及び研修・交流会の実施(R1～R5) ◆補助金による支援 ・高知県安心子育て応援事業費補助金による支援(～R2) -地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金(R3～R4) -母子保健・子育て支援総合交付金(R5)-人口減少対策総合交付金(R6～) ・子育て支援に関する独自事業への補助 ・地域での交流の場づくりへの支援(国の基準を満たさない小規模な地域子育て支援拠点施設を設置する町村への支援)など	◆各市町村の子育て支援センターへの相談件数は年々増加しており、これは身近な相談機関として地域で不可欠な寄り添う体制が一定提供できているからであり、引き続き様々な相談等に対応するため、研修等による職員の人材育成を図る必要がある	子育て支援課	26	
32	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ ファミリーサポートセンターの設置の促進	◆ファミリーサポート・センター事業	◆ファミリーサポートセンターの設置数: 3か所 ◆高知版ファミリーサポートセンター設置への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ファミリーサポートセンター設置を市町村へ働きかける ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けた効果的なPRと研修の実施(子育て支援員専門研修(ファミリーサポート・センター事業)) (R5.10追加)	◆センター開設を市町村へ働きかける ◆制度の効果的なPR ◆提供会員になるための講習の広域受講を進める市町村を支援(R2.9追加) ◆子どもの預かり場所に係る施設整備等の費用を支援(R5.10追加) ◆会員数20人未満(5～19人)のセンターへの支援(R5.10追加)								◆ファミリーサポート・センター事業実施市町村数 R元年度時点数値目標※ 13市町村 ◆ファミリーサポート・センター事業提供会員数目標※1,050人 ※日本の健康長寿県構想の目標値(R5)	◆ファミリーサポート・センター設置市町村 H28:3市町 → R5:14市町 ◆提供会員数(両方含む) H28:543人 → R5:1,054人 ◆研修の開催(H29～R5) 子育て支援員専門研修(ファミリーサポート・センター事業) 子育て支援員認定者数 H28:43人 → R5:202人	◆会員の確保が困難、研修の周知による会員増の取り組みが必要 ◆認知度は少しずつ上がっているが子どもを預けることへの抵抗などを理由に活用に至っていない。気軽に利用してもらうための周知が必要 ◆気軽に利用できる家事支援の仕組みが必要 ◆未設置の市町村の現状を把握し、開設に向けた情報提供や補助事業の案内等のサポートが必要	子育て支援課	26
33	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子どもの居場所づくりへの支援	◆子どもの居場所づくり推進事業	◆子ども食堂の設置数 7市3町・20箇所 ◆子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。 -子ども食堂の開設及び運営支援業務 -子ども食堂開設・運営手引書の作成 -子どもの居場所開設準備講座の開催 -子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催 ・人材及び食料支援の仕組みの検討 ・あったかふれあいセンターや高齢者福祉施設等を活用した未開設地域での開設(R元.8) ・地域の見守り機能や保護者の子育て力の向上に向けた研修の充実(R元.8) ・地域の支援機関との定期的な連絡会の開催(R元.8) ・子ども食堂シンポジウムの開催(R4.10追加)	◆高知県子ども食堂支援基金への寄附募集 ◆高知家子ども食堂登録制度への登録 ◆高知県子ども食堂支援事業費補助金による財政的支援 ◆県社協のコーディネーター等による伴走支援									子ども食堂の設置数 ※34市町村・120か所 ※高知家の子ども食堂開設推進計画の目標値(R5)	◆子ども食堂の設置数 H28:10市町・20箇所→R5:23市町村・107箇所 ◆支援を必要とする子どもや保護者の居場所を充実させていくため、未開設地域での立ち上げや定期的な開催などへのさらなる支援が必要 ◆支援の必要な子ども等を子ども食堂や他の適切なサポートの利用につなぐため、地域の支援機関との連携体制の構築が必要 ◆食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や、子ども食堂の活動が家庭の養育力の向上へ資するよう支援が必要	子ども家庭課	27	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

H29以降の取組。年度毎に新しい取組があれば下に追加していく

・具体的な数値がある場合はH28と比較して記載
・第三次計画(H29～R6)の取組や成果、社会の変化等を踏まえた課題

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～現在)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～現在)の主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画年度ページ			
34	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	◆放課後等における学習支援事業	◆各小中学校では、学力定着に課題のある児童生徒には、放課後や長期休業期間を利用した補充学習を実施している。 ◆放課後等学習支援員を配置した学校では、個々の学習課題に応じたよりきめ細やかな支援が行われている。 ・H28全国学力・学習状況調査結果放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合 小学校:61.8%(全国17.9%) 中学校:51.4%(全国15.6%) ◆放課後等学習支援員の配置状況 ・28市町村、1学校組合 ・小学校 90校191名 ・中学校 72校273名	◆定年退職予定者に対し、人材募集案内チラシの配布と学習支援員を募集する市町村教育委員会の情報提供を行う。 ◆放課後等補充学習が組織的・効果的に実施されるよう、学校訪問を通じて助言・情報提供を行う。 ◆訪問校の取組内容の検証・分析や、先進的な取組を行っている学校の情報収集を行い、放課後等補充学習におけるさらなる内容の充実・強化につなげる。(H30.8) ◆コミュニティ・スクールや地域学校協働本部、放課後子ども教室等の「学びの場」など、他の学習支援の取組と連携を図っていく。(R2.9追加) ◆全ての学習支援員が授業から放課後までの支援が行えるように要件を改正する。(R2.9追加) ◆「学習支援プラットフォーム」に掲載している単元テスト等のデジタル教材の活用を促進する。(R4.10修正)	◆放課後等学習支援員の配置拡充												◆学習面で課題を抱える児童生徒にも、個々の状況に応じたきめ細やかな学習指導ができていく。 ◆放課後等学習支援員の配置状況 (H28) ・28市町村、1学校組合 ・小学校 90校191名 ・中学校 72校273名 (R6 当初) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 92校223人 ・中学校 56校178人	◆少人数学習を実施するために、継続的な放課後等学習支援員の人材確保が必要	小中学校課	27
35	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	学習支援員事業	・義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高等学校の授業について行けない生徒が一定数おり、個々の生徒の実態に応じたきめ細やかな指導の充実が求められている。 ・放課後や長期休業中の補充学習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導補助などを担う学習支援員の配置を拡充。 ・進学に重点を置く5校を除いた32校に対し、のべ108名を配置、5,076時間を実施。	県内大学等と連携を図り、学習支援員(大学生・大学院生)の確保を図る。(R5.10修正) 教員免許を持った時間講師の効果的な活用を進める。 指導計画や指導上の留意点などを支援員と担当教員間で事前に打ち合わせを行うことで、指導の充実を図る。 放課後補習等におけるデジタル教材の効果的な活用についての検討(R4.12追加)	◆学力向上推進事業の実施 ・学力定着把握検査の実施による現状把握と学力向上に向けた取組(R4.12修正) ・高等学校つぎ教材の配付・活用(R5以降はつぎ教材のデジタルデータを活用)(R4.12修正) ・学習支援員事業による個別の学習支援(R4.12修正) ・教科会・校内研修の充実												◆学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力定着及び学力向上の一助となっている ◆各校の課題や要望を整理しながら、支援員の配置を希望する学校への配置率100%を継続して実施している	◆学習支援員の確保が難しい学校があるため、県内大学や地域との更なる連携を進め、人材確保に努める ◆デジタル教材の活用を含めた支援員の指導力向上の仕組み作りに加え、学校及び生徒の実情やニーズに即した事業改善を継続的に行っていく必要がある	高等学校課	27
36	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実	◆母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 ・様々な理由により母子生活支援施設への入所を希望する母子世帯への入所を支援 ・母子支援員による相談専門機関への紹介 ・心理専門職員(外部相談員を含む)による心理面への支援 ・関係機関との連携・情報共有 安芸和光寮・ちぐさの入所世帯数・入所者数:2施設31世帯82人(H29.3末)	◆関係機関との連携、自立に向けての支援の充実 ・要援護者の早期発見 ・自立に向けての行政との密な情報交換 ・DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する心理士による心理療法的実施及び個別担当職員による生活場面での支援強化 ・月一回以上のケース診断会議の実施 ◆職員のスキルアップ ・県内への相談員研修の積極的参加 ・スーパーバイザーから専門性や資質向上の取り組み ・DVや虐待の連鎖を解消する為、助産師や関係機関の協力を得、性教育の実施(R6.7追加)	◆関係機関との連携、自立に向けての支援の充実 ◆職員スキルアップのための研修参加 ◆高知県母協の強化再構築 高知県母子生活支援施設										(ちぐさ) ◆常勤心理士に加え外部心理士も配置し心理療法的な母子生活支援施設と同様に障害を有する母親や児童の入所が増加していることから、障害のある入所者への適切な支援のあり方や障害福祉サービスの連携方法等についてスキルアップしていくことがこれまでに求られている ◆措置費収入が入所者数に連動する仕組みで不安定であるため積極的な人材確保が行えない。また、採用する場合でも宿直勤務等を敬遠して応募者は極めて少なく、特に、社会福祉士や精神保健福祉士の確保はたいへん厳しくなっている	◆当施設においては近年他県の母子生活支援施設と同様に障害を有する母親や児童の入所が増加していることから、障害のある入所者への適切な支援のあり方や障害福祉サービスの連携方法等についてスキルアップしていくことがこれまでに求られている ◆措置費収入が入所者数に連動する仕組みで不安定であるため積極的な人材確保が行えない。また、採用する場合でも宿直勤務等を敬遠して応募者は極めて少なく、特に、社会福祉士や精神保健福祉士の確保はたいへん厳しくなっている	子ども家庭課	27			
37	4 日常生活支援の充実	援② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	◆県営住宅管理	◆住居を確保するための取り組みの実施 ・公営住宅への入居について優遇措置を実施 ◆「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例」の改正を行い、平成21年度から募集する空室の抽選の際、ひとり親家庭等の入居当選確率を高める新たな優遇措置を実施することとした。	◆ひとり親家庭の住宅確保のための支援として、県営住宅への入居者選考において、当選確率の 높은 優遇措置を講じていく。	◆優遇措置の実施効果の検証 検証に伴う見直し										県営住宅の入居者選考の抽選の際の当選確率を高くする優遇措置を継続して実施した	引き続き優遇措置を実施する	住宅課	27		
38	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付(全種類) ・貸付人数:133人 (高知市81、県51) (住宅資金、転宅資金の貸付実績なし)	◆市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、経済的支援事業の継続実施	◆住宅資金、転宅資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)の貸付										◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数(住宅資金)H28:0件→R5:0件(高知市0件)(転宅資金)H28:0件→R5:3件(高知市7件)	◆就業による自立ができるまでの間については、各種制度による経済的な支援が必要なことから、支援を必要とする方に確実な情報が届くよう、引き続き市町村と連携した制度の周知が必要	子ども家庭課	27		

第三次ひとり親家庭等自立促進計画（R4.3月変更）に関する数値目標

指標	進捗状況の基準
S	数値目標の達成率 110%以上
A	数値目標の達成率 100%以上110%未満
B	数値目標の達成率 85%以上100%未満
C	数値目標の達成率 70%以上 85%未満
D	数値目標の達成率 70%未満
—	達成度の判断が困難なもの

資料3

分野	項目	実績				目標値	評価	備考	担当課	計画冊子記載ページ
		(策定時) H27年度	令和3年度 (R4.3月末時点)	令和4年度 (R5.3月末時点)	令和5年度 (R6.3月末時点)	(令和5年度)				
相談情報提供の強化	ひとり親家庭に関する制度(※1)の認知度(制度を知らない人の割合) (注) R3~制度の項目を変更	37.2%	(R3.8月) 28.5%	—	—	20.0%	D	ひとり親家庭等実態調査による数値	子ども家庭課	20
	ひとり親家庭支援センターへの相談件数	1,111件	691件	1,713件	1,721件	1,000件	S		子ども家庭課	20 21
	ひとり親家庭支援アプリ(LINE)累計登録者数	—	—	1,843人	2,270人	2,000人	S		子ども家庭課	20
	ひとり親家庭支援センター相談利用者アンケート(来所者)における満足度	—	93.5%	94.9%	95.8%	95.0%	A		子ども家庭課	21
就業支援の強化	ひとり親家庭支援センターにおける就職率	51.7%	29.2%	54.2%	40.0%	60.0%	D		子ども家庭課	22
	ひとり親家庭支援センターが女性しごと応援室に就労支援を依頼した相談者の割合	—	34.8%	51.4%	51.2%	70.0%	C	「日本一の健康長寿県構想」に掲げる目標値	子ども家庭課	22
	高知家の女性しごと応援室における就職率(※2)(3か月以内の就職希望) (注) R2~就職者数に目標値変更	46.5%	231人 (R2~累計)	364人 (R2~累計)	535人 (R2~累計)	800人 (R2~R5累計)	D	「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標値(R6)	人権・男女共同参画課	22
	自立支援プログラム策定による就職者数	2人	4人	13人	16人	10人	S		子ども家庭課	22
	自立支援教育訓練給付金利用者数	6人	23人 市分22人 町村分1人	8人 市分7人 町村分1人	13人 市分12人 町村分1人	25人	D		子ども家庭課	22
	高等職業訓練促進給付金利用者数	82人	64人 市分57人 町村分7人	55人 市分52人 町村分3人	46人 市分42人 町村分4人	75人	D		子ども家庭課	23
	高等職業訓練促進給付金による資格取得者数	31人	26人	29人	※R6.11更新	30人	—		子ども家庭課	23
	高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数	14人	13人	17人	※R6.11更新	25人	—		子ども家庭課	23
	母子父子寡婦福祉資金利用者数(技能習得資金・生活資金)	10人	1人	6人	3人	10人	D		子ども家庭課	23
経済的実支	法律相談利用者数	68人	68人	105人	109人	100人	A		子ども家庭課	25
日常生活支援の充実	延長保育(地域型保育等含む)	139か所	140か所	143か所	137か所	140か所	B	「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」に掲げる目標値(R6)	幼保支援課	26
	一時預かり	70か所	110か所	110か所	111か所	110か所	A	〃	幼保支援課	26
	病児保育	8か所	25か所	21か所	22か所	25か所	B	〃	幼保支援課	26
	子育て短期支援事業	26市町村	24市町村	24市町村	24市町村	全市町村	C	〃	子ども家庭課	26
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施校率(小学校)	93.0%	97.3%	97.3%	97.3%	100.0%	B	〃	生涯学習課	26
	地域子育て支援拠点事業	44か所	49か所	50か所	50か所	52か所	B	〃	子育て支援課	26
	ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数 (注) R2~提供会員数に目標値変更	2市町	906人	977人	1,054人	1,050人	A	「日本一の健康長寿県構想」に掲げる目標値(R5)	子育て支援課	26
	子ども食堂	—	88か所	102か所	107か所	120か所	B	「高知家の子どもの貧困対策推進計画」に掲げる目標値(R5)	子ども家庭課	27
	子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値【⇒進学率に変更】	97.7%	(R3.8月) 92.0%	—	—	県全体の平均レベル R3:98.9%	—	〃	子ども家庭課	
	子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値【⇒進学率に変更】	77.1%	(R3.8月) 48.7%	—	—	県全体の平均レベル R3:68.6%	—	〃	子ども家庭課	

※1 (変更前)自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、ひとり親家庭医療費助成事業の5つの制度
(変更後)自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、ひとり親家庭支援センター(就業支援事業)、同(相談事業)の5つの制度
※2 ~R元:開設(平成26年6月)からの累計

○ ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等によるこどもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

11

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. 離婚件数の推移等
2. 世帯数の推移等
 - (1) 世帯数
 - (2) 生別、死別の割合
 - (3) 寡婦の数等
 - (4) 児童扶養手当受給者数
3. 年齢階級別状況
4. 住居の状況
 - ・持ち家率、借家、公営住宅等の割合
5. 就業状況
 - ・正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
6. 収入状況
 - ・平均年間収入、平均年間就労収入
7. 学歴の状況
8. 相対的貧困率
9. 養育費の取得状況
10. 面会交流の実施状況
11. 子どもの状況等
 - ・子どもの数、就学状況別
12. その他
 - (1) 公的制度等の利用状況
 - (2) 子どもについての悩み
 - (3) 困っていること
 - (4) 相談相手について
13. まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - (2) 関係機関相互の協力
 - (3) 相談機能の強化
 - (4) 子育て・生活支援の強化
 - (5) 就業支援の強化
 - (6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - (7) 福祉と雇用の連携
 - (8) 子どもの貧困対策
2. 実施する各施策の基本目標
 - (1) 子育てや生活の支援策
 - (2) 就業支援策
 - (3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - (4) 経済的支援策
 - (5) その他(職員の人材確保・専門性向上等)
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - (1) 国等が講ずべき措置
 - (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - (4) 基本方針の評価と見直し
 - (5) 関係者等からの意見聴取
 - (6) その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

1. 手続きについての指針
 - (1) 自立促進計画の期間
 - (2) 他の計画との関係
 - (3) 自立促進計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点の把握
 - ② 基本目標
 - ③ 合議制機関からの意見聴取
 - ④ 関係者等からの意見聴取
 - (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - ① 評価
 - ② 施策評価結果の公表
 - ③ 次の自立促進計画の策定
2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ① 内閣総理大臣が提示した施策メニュー
 - ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

ひとり親家庭等への支援施策の動き

平成27年12月 すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト） 子どもの貧困対策会議決定

【支援施策の拡充等】平成28年度

- ・ワンストップ化の推進（現況届時の集中相談体制の整備等）
- ・自立支援教育訓練給付金の充実（訓練費用の2割→6割）
- ・高等職業訓練促進給付金の充実（支給期間の延長（2年→3年）等）
- ・子どもの生活・学習支援事業の創設
- ・養育費等支援事業の充実（弁護士による相談事業の実施）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付利率の見直し

平成28年8月 改正児童扶養手当法施行（第2子以降の加算額の倍増）

平成28年11月 全国ひとり親世帯等調査（平成29年12月公表）

【支援施策の拡充等】平成29年度

- ・自立支援教育訓練給付金の充実

【支援施策の拡充等】平成30年度

- ・高等職業訓練促進給付金の拡充
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充
- ・未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の実施
- ・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引き上げ

平成30年9月 改正児童扶養手当法施行（令和元年11月から支払回数を年3回から年6回に拡大）

【支援施策の拡充等】令和元年度

- ・自立支援教育訓練給付金の拡充（専門資格の取得を目的とする講座を追加）
- ・高等職業訓練促進給付金の拡充（支給期間の延長（3年→4年）、最終年における給付金の増額）
- ・離婚前後親支援モデル事業の創設
- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給（令和2年1月支給）等

令和元年11月 子供の貧困対策に関する大綱の改正

令和2年3月 基本方針の見直し

【支援施策の拡充等】令和2年度

- ・母子・父子自立支援員等の専門性の向上を図るための研修受講の促進等（研修受講費や受講中の代替職員の経費等を補助を実施）
- ・ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充（補助単価の引き上げ、定期利用の対象を小学生まで拡大）
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充（受講終了時の支給割合の見直し）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充（就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。）
- ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し
- ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給 等

令和3年3月 改正児童扶養手当法施行（児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し）

令和3年3月非正規雇用労働者等に対する緊急支援策（新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）

13

ひとり親家庭等への支援施策の動き

【支援施策の拡充等】令和3年度

- ・母子・父子自立支援員等の専門性の向上を図るため、ひとり親家庭に対する相談支援体制強化等事業の創設
- ・就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいる低所得のひとり親家庭を対象とした、ひとり親家庭住宅支援資金貸付を創設
- ・母子家庭等自立支援給付金事業の拡充（4年以上の課程の履修が必要な養成機関等で修業する場合等、給付金を4年間の支給）
- ・母子家庭等就業・自立支援事業の拡充（母子家庭等就業・自立支援センターへの心理カウンセラーの配置）
- ・養育費等相談支援事業、養育費等相談支援センター事業、離婚前後親支援モデル事業の拡充（補助単価引き上げ等）
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給 等

令和3年11月 全国ひとり親世帯等調査（令和4年12月公表）

【支援施策の拡充等】令和4年度

- ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業（夜間・休日対応支援、弁護士・臨床心理士等による相談対応支援等の補助を実施）
- ・自立支援教育訓練給付金の拡充（専門実践教育訓練給付の上限額を引き上げ）
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給 等

【支援施策の拡充等】令和5年度

- ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業（同行型支援の補助を実施）
- ・こどもの生活・学習支援事業の拡充（食事の提供、連携体制整備の補助を実施、補正予算にて受験料等の補助を実施）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充（生活支援に家計急変者に対する貸付を追加）
- ・ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業の創設
- ・地域こどもの生活支援強化事業の創設（補正予算）
- ・こどもの生活・学習支援事業の拡充（大学等受験料補助、模擬試験受験料補助（補正予算）） 等

令和5年12月 こども未来戦略（閣議決定）

【支援施策の拡充等】令和6年度

- ・児童扶養手当の所得制限限度額の引き上げ（全部支給及び一部支給）
- ・ひとり親に対する就労支援事業等について、対象者要件を拡大
- ・自立支援教育訓練給付金の拡充（専門実践教育訓練給付の助成割合の引き上げ等）
- ・高等職業訓練促進給付金の拡充（短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大する措置の恒久化）
- ・離婚前後親支援事業の拡充（モデル事業の本格実施、弁護士依頼支援の追加等） 等

14

第2 こども施策に関する基本的な方針

（4）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。（以下 略）

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（4）こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

106

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。

（以下 略）

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

（4）ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

107

高知県児童福祉審議会規則

(設置等)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第1条の2 審議会は、委員20人以内で組織する。

(任期等)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会において決定する。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事8人以内を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

(書記)

第7条 審議会に、書記6人以内を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則(平成12年4月1日規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月23日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月27日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項により設置する高知県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の部会及び委員会（以下「部会等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会等)

第2条 審議会に次の部会を置き、各部会は別表に定める事項を調査審議する。

- (1) 社会的養育部会
- (2) ひとり親家庭部会
- (3) 保護育成部会
- (4) 保育部会
- (5) 児童虐待検証部会

2 社会的養育部会に里親委員会とこども支援専門委員会を置き、各委員会は別表に定める事項を調査審議する。

(部会等の構成)

第3条 部会等は、審議会の委員をもって構成し、所属委員は審議会において決定する。

2 臨時委員は、知事の任命（委嘱）事由に基づき、第2条のいずれかの部会に所属するものとする。

(部会長、副部会長、委員長及び副委員長)

第4条 各部会（児童虐待検証部会を除く。）の部会長及び副部会長は、所属部会委員の互選により決定する。

2 児童虐待検証部会の部会長及び副部会長は、所属部会委員（臨時委員含む。）の互選により決定する。

3 社会的養育部会のうち里親委員会の委員長及び副委員長は、社会的養育部会の部会長及び副部会長を充てる。

4 社会的養育部会のうちこども支援専門委員会の委員長及び副委員長は、所属委員会委員の中から社会的養育部会長が指名する。

5 部会長及び委員長は、会務を総理し、部会及び委員会を代表する。

6 副部会長は部会長を、副委員長は委員長を補佐し、部会長及び委員長に事故があるとき又は部会長及び委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会等の会議（以下「会議」という。）は、部会長及び委員長（以下「部会長等」という。）が招集する。

- 2 部会長等は、知事の請求があったとき又は部会等の委員の総数の4分の1以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議の議長は、部会長等が当たる。
- 4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長等の決するところによる。
- 6 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(書面等による議決)

第6条 部会長等は、必要と認める場合は、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会等の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長等が次の会議において報告しなければならない。

(権限)

第7条 部会等の審議をもって、審議会の意見とする。

- 2 部会等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関等に対して所属職員の出席及び資料の提出を求めることができる。
- 3 部会長等は、必要があると認めるときは、関係機関等への調査を行うことができる。

(委任)

第8条 その部会等の運営に関し必要な事項は、部会長等が定める。

附 則

この規程は、昭和55年6月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月23日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年9月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月19日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年8月18日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年8月13日から適用する。

別表

部会等名	事項
社会的養育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設（保育所を除く。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見 ・ 無認可施設（保育所を除く。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見 ・ 児童福祉施設最低基準を超える設備及び運営の向上に対する意見 ・ 都道府県社会的養育推進計画等に対する意見 ・ その他児童福祉施設等に関する事項（他の部会に属する事項を除く。）の調査審議
ひとり親家庭部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、諮問に対する意見
保護育成部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害図書類等の指定に関する意見 ・ その他青少年の健全育成に関する事項の調査審議
保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可に対する意見 ・ 児童福祉施設（保育所に限る。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見 ・ 無認可施設（保育所に限る。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見 ・ 児童生徒性暴力等を行い保育士登録を取り消された者及びこれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者の保育士の登録に対する意見
児童虐待検証部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待事例（心身に著しく重大な被害を受けた事例）の分析 ・ 児童虐待の予防及び早期発見の方策、児童虐待を受けた児童のケア、児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、関係機関の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割等のために必要な事項についての調査研究及び検証 ・ 取り組むべき課題と再発防止に向けた提言 ・ その他検証の目的に必要なと認められる事項の調査審議

<p>里親委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親認定への意見 ・ 里親養育に関する意見
<p>こども支援専門委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被措置児童等虐待への措置状況（事実確認含む。）に対する意見 ・ 児童又はその保護者等の意に反する措置入所等に対する意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等による監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合の対応方針等に係る意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等が児童の生命・身体の安全確保のために親権者等の意に反して行う医療行為への同意に係る意見 ・ 社会的養護に係るこどもからの申立てに対する意見 ・ その他児童の処遇に関する事項の調査審議

高知県児童福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項により設置する高知県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の部会及び委員会（以下「部会等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会等)

第2条 審議会に次の部会を置き、各部会は別表に定める事項を調査審議する。

- (1) 社会的養育部会
- (2) ひとり親家庭部会
- (3) 保護育成部会
- (4) 保育部会
- (5) 児童虐待検証部会

2 社会的養育部会に里親委員会とこども支援専門委員会を置き、各委員会は別表に定める事項を調査審議する。

(部会等の構成)

第3条 部会等は、審議会の委員をもって構成し、所属委員は審議会において決定する。

2 臨時委員は、知事の任命（委嘱）事由に基づき、第2条のいずれかの部会に所属するものとする。

(部会長、副部会長、委員長及び副委員長)

第4条 各部会（児童虐待検証部会を除く。）の部会長及び副部会長は、所属部会委員の互選により決定する。

2 児童虐待検証部会の部会長及び副部会長は、所属部会委員（臨時委員含む。）の互選により決定する。

3 社会的養育部会のうち里親委員会の委員長及び副委員長は、社会的養育部会の部会長及び副部会長を充てる。

4 社会的養育部会のうちこども支援専門委員会の委員長及び副委員長は、所属委員会委員の中から社会的養育部会長が指名する。

5 部会長及び委員長は、会務を総理し、部会及び委員会を代表する。

6 副部会長は部会長を、副委員長は委員長を補佐し、部会長及び委員長に事故があるとき又は部会長及び委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会等の会議（以下「会議」という。）は、部会長及び委員長（以下「部会長等」という。）が招集する。

- 2 部会長等は、知事の請求があったとき又は部会等の委員の総数の4分の1以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議の議長は、部会長等が当たる。
- 4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長等の決するところによる。
- 6 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(書面等による議決)

第6条 部会長等は、必要と認める場合は、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会等の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長等が次の会議において報告しなければならない。

(権限)

第7条 部会等の審議をもって、審議会の意見とする。

- 2 部会等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関等に対して所属職員の出席及び資料の提出を求めることができる。
- 3 部会長等は、必要があると認めるときは、関係機関等への調査を行うことができる。

(委任)

第8条 その部会等の運営に関し必要な事項は、部会長等が定める。

附 則

この規程は、昭和55年6月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月23日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年9月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月19日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年8月18日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年8月13日から適用する。

別表

部会等名	事項
社会的養育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設（保育所を除く。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見 ・ 無認可施設（保育所を除く。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見 ・ 児童福祉施設最低基準を超える設備及び運営の向上に対する意見 ・ 都道府県社会的養育推進計画等に対する意見 ・ その他児童福祉施設等に関する事項（他の部会に属する事項を除く。）の調査審議
ひとり親家庭部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、諮問に対する意見
保護育成部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害図書類等の指定に関する意見 ・ その他青少年の健全育成に関する事項の調査審議
保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可に対する意見 ・ 児童福祉施設（保育所に限る。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見 ・ 無認可施設（保育所に限る。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見 ・ 児童生徒性暴力等を行い保育士登録を取り消された者及びこれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者の保育士の登録に対する意見
児童虐待検証部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待事例（心身に著しく重大な被害を受けた事例）の分析 ・ 児童虐待の予防及び早期発見の方策、児童虐待を受けた児童のケア、児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、関係機関の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割等のために必要な事項についての調査研究及び検証 ・ 取り組むべき課題と再発防止に向けた提言 ・ その他検証の目的に必要なと認められる事項の調査審議

<p>里親委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親認定への意見 ・ 里親養育に関する意見
<p>こども支援専門委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被措置児童等虐待への措置状況（事実確認含む。）に対する意見 ・ 児童又はその保護者等の意に反する措置入所等に対する意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等による監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合の対応方針等に係る意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等が児童の生命・身体の安全確保のために親権者等の意に反して行う医療行為への同意に係る意見 ・ 社会的養護に係るこどもからの申立てに対する意見 ・ その他児童の処遇に関する事項の調査審議